「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の記載例（グループ通算制度適用法人用）

令和４年11月　国税庁

（法人番号：7000012050002）

目次等

● 目次

□ 事例１（青色欠損金について繰戻し還付請求を行う場合）……３

□ 事例２（青色欠損金と災害損失欠損金について繰戻し還付請求を行う場合）……15

□ 事例３（グループ通算制度への移行１期目を欠損事業年度とし、連結納税制度適用の最終事業年度を還付所得事業年度とする繰戻し還付請求をする場合……30

【略語】

・法法……法人税法（昭40法律第34号）
・令和２改正法附則……所得税法等の一部を改正する法律（令２法律第８号）附則

（注）この記載例は、令和４年10月１日現在公布されている法令に基づき作成しています。

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに参考となる情報を提供しています。

➢ **「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の様式について**
（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm）

➢ **グループ通算制度について**
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm）

【事例１】
欠損事業年度に生じた青色欠損金のみを「欠損金の繰戻しによる還付請求書」により繰戻し還付請求を行う場合

【問】
当Ｐグループは、親法人Ｐ社、子法人Ｓ１社及び子法人Ｓ２社（いずれも年１回３月決算の中小企業者等に該当します。）の計３社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。
Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。
Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社の、前期及び当期の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社
（Ｘ２年３月期） 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
（Ｘ３年３月期） 当期（欠損事業年度）	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0
	うち 通算対象外欠損金額		1,000,000（※）	0

（※）の金額は法法64の６①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社が当期の確定申告を行うに際し、Ｐ社及びＳ１社に当期に生じた欠損金額について、当期を欠損事業年度／前期を還付所得事業年度として、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、
⑴　Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。
⑵　上記⑴の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。
また、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】
⑴　Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。
⑵　それぞれ、次のとおり記載します。

【事例１の各法人が作成を要する書類例】

《繰戻し還付請求関係》
Ｐ社　：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

Ｓ１社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》
Ｐ社　：別表１、４、７⑴、７⑵
Ｓ１社：別表１、４、７⑴、７⑵、７の３
Ｓ２社：別表１、４

Ｐ社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
申告書グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	 Ｐ社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 Ｘ２年 ４月 １日 至 令和 Ｘ３年 ３月 31日	還付所得事業年度	自 令和 Ｘ１年 ４月 １日 至 令和 Ｘ２年 ３月 31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	7,200,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	4,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	4,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)	4,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	928,０００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（(6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)	928,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（（１２）－（１３））	(14)	928,000	
還付金額（（１４）×（２）／（５））		(15)	928,000	

請求期限	令和 Ｘ３年 ５月 31日	確定申告書提出年月日	令和 Ｘ３年 ５月 31日
還付を受けようとする金融機関等	１ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	２ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ ３ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

04.06

（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｐ社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第7項）の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
欠損金額		(1)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(2)－(3)）	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分	(2)を超える欠損金額（(1)－(2)）（マイナスの場合は0）	(5)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0			0
	差引（(5)－(6)）	(7)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
	前事業年度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
	差引（(8)-(9)）	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額（(10)－(4)）（マイナスの場合は0）	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額（（(11)の計)-(11)）	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(7)の計)×(11)／((11)＋(12)）	(13)	7,200,000	1,800,000	0			9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（(4)＋(13)）		(14)	7,200,000	2,800,000	0			10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第12項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
発生欠損金額(1)		(a)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
	差引（(d)-(e)）	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（(c)と(f)のいずれか少ない金額）	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
	差引（(j)-(k)）	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(i)-(l)）（マイナスの場合は0）	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(h)×(mの計)／(nの計)）	(o)	2,777,778	2,222,222	0			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（(g)＋(o)）		(p)	2,777,778	3,222,222	0			6,000,000

別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分 ……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	Ｐ社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、協同組合等又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年月日
申告区分	法人税：中間 / 期限後 / 修正　地方法人税：中間 / 期限後 / 修正

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合の計算期間 令和　年　月　日 令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無	有 / 無
税理士法第30条の書面提出有	有
税理士法第33条の2の書面提出有	有

この申告書による法人税額の計算

区分	番号	金額
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	△5000000
法人税額 (52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金　課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)＋(75)＋(76)	6	
留保金　課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

控除税額の計算

区分	番号	金額
所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計 (16)＋(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	

この申告による還付金額

区分	番号	金額
所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 928,000
計 (21)＋(22)＋(23)	24	外 928,000

この申告が修正申告である場合

区分	番号	金額
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	2222222

この申告書による地方法人税額の計算

区分	番号	金額
課税標準法人税額の計算　基準法人税額　所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)＋(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)－(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

この申告による還付金額

区分	番号	金額
外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)－(39)	43	
計 (42)＋(43)	44	外 95,500

この申告が修正申告である場合

区分	番号	金額
この申告前の　所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00

剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日
決算確定の日	令和　年　月　日
還付を受けようとする金融機関等	銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄	
税理士署名	

所得の金額の計算に関する明細書

別表四 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	Ｐ社

御注意：「52」の①欄の金額は、②欄の金額に③欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当	円
				その他	
加算　損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算　減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計 (1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外※	

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	P社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「15」）
		3	4	5
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）	5,000,000	欠損金の繰戻し額	
	同上のうち 災害損失金			
	同上のうち 青色欠損金	5,000,000	2,777,778	2,222,222
合計				2,222,222

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・・
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。）	計 ①＋②
	①	②	③
当期の欠損金額（別表四「52の①」） 6			円
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額 7	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額 8			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額 9			
計 (7)＋(8)＋(9) 10			
保険金又は損害賠償金等の額 11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11) 12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額 13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額 14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額） 15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額） 16			

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	P社

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表二「5」）	特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・・ ・・	円	円	円		円	円	
・・ ・・				円			円
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の三「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(3)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	5,000,000	0	0	0	5,000,000	2,777,778	2,222,222

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合：通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「5」）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	制限対象欠損金額	控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「5」）	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・ ・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・・	新たな事業を開始した日	・・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「5」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）
	15	16	17	18	19
・・ ・・	内 円	円	円	円	円
・・ ・・ ・・ ・・	内 内				
・・ ・・	内				
・・ ・・	内				

Ｓ１社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
申告書グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	 Ｓ１社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 Ｘ２年 ４月 １日 至 令和 Ｘ３年 ３月 31日	還付所得事業年度	自 令和 Ｘ１年 ４月 １日 至 令和 Ｘ２年 ３月 31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	2,800,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	2,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	2,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)	2,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	464,０００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（(6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)	464,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（（１２）－（１３））	(14)	464,000	
還付金額（（１４）×（２）／（５））		(15)	464,000	

請求期限	令和 Ｘ３年 ５月 31日	確定申告書提出年月日	令和 Ｘ３年 ５月 31日
還付を受けようとする金融機関等	１ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	２ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ ３ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

04.06

（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｓ１社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第7項）の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
欠損金額		(1)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(2)－(3)）	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分	(2)を超える欠損金額（(1)－(2)）（マイナスの場合は0）	(5)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0			0
	差引（(5)－(6)）	(7)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
	前事業年度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
	差引（(8)-(9)）	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額（(10)－(4)）（マイナスの場合は0）	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額（(11の計)-(11)）	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(7の計)×(11)／((11)＋(12)））	(13)	7,200,000	1,800,000	0			9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（(4)＋(13)）		(14)	7,200,000	2,800,000	0			10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第12項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
発生欠損金額(1)		(a)	5,000,000	5,000,000	0			10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
	差引（(d)-(e)）	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（(c)と(f)のいずれか少ない金額）	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0			9,000,000
分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
	差引（(j)-(k)）	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(i)-(l)）（マイナスの場合は0）	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(h)×(mの計)／(nの計)）	(o)	2,777,778	2,222,222	0			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（(g)＋(o)）		(p)	2,777,778	3,222,222	0			6,000,000

令和　年　月　日
税務署長殿

納税地	電話(　　　)　－
(フリガナ)	
法人名	Ｓ１社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円 　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年月日
申告区分	法人税：中間 / 期限後 / 修正　地方法人税：中間 / 期限後 / 修正

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

令和 Ｘ2 年 4 月 1 日 から 令和 Ｘ3 年 3 月 31 日
事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	
税理士法第33条の2の書面提出有	有	

この申告書による法人税額の計算

区分	No.	金額(十億・百万・千・円)
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	△5000000
法人税額 (52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金　課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)＋(75)＋(76)	6	
留保金　課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

この申告書による地方法人税額の計算

区分	No.	金額
課税標準法人税額の計算　基準法人税額　所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)＋(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(((別表六(五の二)「8」)－(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

区分	No.	金額
控除税額の計算　所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計 (16)＋(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	
この申告による還付金額　所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 464,000
計 (21)＋(22)＋(23)	24	外 464,000
この申告が修正申告である場合　この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	1777778
この申告による還付金額　外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)－(39)	43	
計 (42)＋(43)	44	外 47,700
この申告が修正申告である場合　この申告前の　所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		令和　年　月　日
決算確定の日		令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等
口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄

税理士署名

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	Ｘ2・4・1 Ｘ3・3・31	法人名	Ｓ１社

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

御注意　「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分	No.	総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
		円	円		円
当期利益又は当期欠損の額	1			配当 / その他	
加算　損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算　減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計 (1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	△　5,000,000	△　5,000,000	外※	

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額((3)－(4))又は(別表七(四)「15」)
		3	4	5
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）	5,000,000	欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち	災害損失金			
当期分 同上のうち	青色欠損金	5,000,000	3,222,222	1,777,778
合計				1,777,778

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・ ・
災害を受けた資産の別		棚卸資産	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。）	計 ①＋②
		①	②	③
当期の欠損金額（別表四「52の①」）	6			円
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円	
災害により生じた損失の額 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
災害により生じた損失の額 被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
災害により生じた損失の額 計 (7)＋(8)＋(9)	10			
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額）	15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額）	16			

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表二「5」）	特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・・ ・・	円	円	円		円	円	
・・ ・・				円			円
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の三「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(3)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	5,000,000	1,000,000	1,000,000	0	4,000,000	2,222,222	1,777,778

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合：通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「5」）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	制限対象欠損金額	控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「5」）	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・ ・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・ ・	新たな事業を開始した日	・ ・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「5」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）
	15	16	17	18	19
・・ ・・	内 円	円	円	円	円
・・ ・・ ・・ ・・	内 内				
・・ ・・	内				
・・ ・・	内				

別表七の三　令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算

所得事業年度である場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」＋「40の①」)	1	円	欠損事業年度である場合	通算前欠損金額 ((別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額)	6	円 5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2			調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)＋(2)	3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4			計 (7)＋(8)	9	
	通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3)	5			他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	
					通算対象所得金額 (10)×(7)/(9)	11	

通算前欠損金額の調整計算の明細

多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)＋(14))のうち少ない金額)	調整通算前欠損金額 (6)－(15)
12	13	14	15	16
	円	円 1,000,000	1,000,000	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細

支配関係発生日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後３年を経過する日と支配関係発生日以後５年を経過する日とのうちいずれか早い日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・　・ ・　・	特定資産譲渡等損失額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細

名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

Ｓ２社

別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　　)　　－
(フリガナ)	
法人名	Ｓ２社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年月日
申告区分	法人税：中間 / 期限後 / 修正　地方法人税：中間 / 期限後 / 修正

令和 Ｘ 2 年 4 月 1 日　事業年度分の法人税　申告書
令和 Ｘ 3 年 3 月 31 日　課税事業年度分の地方法人税　申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無	有　無
税理士法第30条の書面提出有	有
税理士法第33条の2の書面提出有	有

この申告書による法人税額の計算

区分	番号	金額(十億・百万・千・円)
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	0
法人税額 (52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)＋(75)＋(76)	6	
留保金 課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

区分	番号	金額
控除税額の計算 所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計 (16)＋(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
計 (21)＋(22)＋(23)	24	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	

この申告書による地方法人税額の計算

区分	番号	金額
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)＋(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(((別表六(五の二)「8」)＋(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

区分	番号	金額
この申告による還付金額 外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)－(39)	43	
計 (42)＋(43)	44	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の 所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		

残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日
決算確定の日	令和　年　月　日
還付を受けようとする金融機関等	銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協　本店・支店 / 出張所 / 本所・支所　預金　郵便局名等
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄	
税理士署名	

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	Ｘ2・4・1 Ｘ3・3・31	法人名	Ｓ２社

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

御注意　「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当 / その他	円
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計 (1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	0	0	外※	

【事例２】
同一の欠損事業年度において青色災害損失欠損金額とそれ以外の青色欠損金額がある場合
＝　青色災害損失欠損金額を２期前、それ以外の青色欠損金額を１期前に繰り戻して還付請求を行うケース

【問】

当Ｐグループは、親法人Ｐ社、子法人Ｓ１社及び子法人Ｓ２社（いずれも年１回３月決算の中小企業者等に該当します。）の計３社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

ここで、当期中のＸ２年 11 月１日に発生した火災でＳ２社の商品が焼失して災害損失欠損金額が生じたため、当期の確定申告書（青色申告書）の提出の際に、併せて、以下の還付請求を行うことができる法人については、それぞれその還付請求を行うことを考えています。

①　この災害損失欠損金額について、グループ通算制度を適用した「災害損失の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（Ｘ１年３月期に繰戻し）

②　当期に係る上記の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、通算制度を適用した「欠損金の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（Ｘ２年３月期に繰戻し）

なお、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社の前期及び前々期（＝還付所得事業年度）の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに当期（＝欠損事業年度）の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は 23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社
（Ｘ１年３月期） 前々期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
（Ｘ２年３月期） 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
（Ｘ３年３月期） 当期（欠損事業年度） ［確定申告］	欠損金額	0	5,000,000	5,000,000
	うち災害損失欠損金額	0	0	1,500,000
	欠損金額のうち 通算対象外欠損金額	0	1,000,000 (※)	0

（※）の金額は法法 64 の６①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

このとき、

⑴　上記①の災害損失欠損金額について、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した災害損失の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。

⑵　上記②の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。

⑶　上記⑴又は⑵の法人は、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

⑴　Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。

⑵　Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。

⑶　それぞれ、次のとおり記載します。

【事例２の各法人が作成を要する書類例】

《前々期に係る繰戻し還付請求関係》

Ｐ社　：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

Ｓ１社：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

《前期に係る繰戻し還付請求関係》

Ｐ社　：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

Ｓ１社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

Ｐ社　：別表１、４

Ｓ１社：別表１、４、７⑴、７⑵、７の３

Ｓ２社：別表１、４、７⑴、災害により生じた損失の額に関する明細書（７⑴添付書類）、７⑵

Ｐ社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　ー
(フリガナ) 法人名等	P社
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損事業年度	自 令和 X2年 4月 1日 至 令和 X3年 3月 31日 (確定 ~~中間~~ 申告書)	還付所得事業年度	自 令和 X0年 4月 1日 至 令和 X1年 3月 31日
災害のあった日	令和　年　月　日	災害の詳細	

区分			請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)	1,000,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)	1,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	4,000,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額((3)－(4))	(5)	4,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	928,0００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)	928,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)	928,000	
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)	232,000	

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	令和 X3年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿漁協・農協 ＿＿本所・支所 ＿＿預金　口座番号＿＿	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ＿ー＿ 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 ＿＿	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認

(規格A4)

(令和４年４月１日以後開始事業年度分)

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社
災害のあった法人名	S2社	災害のあった日	令和 X2年 11月 1日
災害の詳細	令和X2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失		

繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算

法人名		通算親法人 P社	S1社	S2社			計
災害損失欠損金額	(1)	0	0	1,500,000			1,500,000
通算対象外欠損金額分：通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分：(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分：通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)－(2))(マイナスの場合は0)	(4)	0	0	1,500,000			1,500,000
前2年内事業年度の所得金額計：前2年内事業年度の所得金額	(5)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	0	0	0			0
差引((5)−(6))(マイナスの場合は0)	(7)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
前2年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
差引((8)−(9))(マイナスの場合は0)	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
差引合計額((7)+(10))	(11)	8,000,000	4,000,000	0			12,000,000
(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額((11)－(3))(マイナスの場合は0)	(12)	8,000,000	4,000,000	0			12,000,000
他の通算法人の(12)の合計額((12の計)−(12))	(13)	4,000,000	8,000,000	12,000,000			
通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4の計)×(12)／((12)＋(13))	(14)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額((3)＋(14))	(15)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書							
(15)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額	(16)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
事業年度別明細：(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	1,000,000	500,000	0			1,500,000
事業年度別明細：(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	0	0	0			0

災害損失の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算

法人名		通算親法人 P社	S1社	S2社			計
発生災害損失欠損金額(1)	(a)	0	0	1,500,000			1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)	(b)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額分：通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外欠損金額分：災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(d)のいずれか少ない金額)	(e)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分：通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)	0	0	1,500,000			1,500,000
分子：(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
分子：通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	0	0	0			0
分子：還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)−(h))(マイナスの場合は0)	(i)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
分母：通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4の計)	(j)						1,500,000
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((f)×(iの計)/(jの計))	(k)	0	0	1,500,000			1,500,000
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((e)＋(k))	(l)	0	0	1,500,000			1,500,000

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	 Ｐ社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自　令和　Ｘ２年　４月　１日 至　令和　Ｘ３年　３月　31日	還付所得事業年度	自　令和　Ｘ１年　４月　１日 至　令和　Ｘ２年　３月　31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	6,000,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	4,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	4,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)	4,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	928,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額（(6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11)）	(12)	928,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（（１２）－（１３））	(14)	928,000	
還付金額（（１４）×（２）／（５））		(15)	928,000	

請求期限	令和　Ｘ３年　５月　31日	確定申告書提出年月日	令和　Ｘ３年　５月　31日
還付を受けようとする金融機関等	１　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号 ２　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ ３　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

04.06　　（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｐ社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第7項）の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
欠損金額		(1)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(2)－(3)）	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算以外の対象欠損金額分	(2)を超える欠損金額（(1)－(2)）（マイナスの場合は0）	(5)	0	4,000,000	5,000,000			9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	1,500,000			1,500,000
	差引（(5)－(6)）	(7)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
	前度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
	差引（(8)-(9)）	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額（(10)－(4)）（マイナスの場合は0）	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額（((11の計)-(11)）	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額（(7の計)×(11)／((11)＋(12)））	(13)	6,000,000	1,500,000	0			7,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（(4)＋(13)）		(14)	6,000,000	2,500,000	0			8,500,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第12項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
発生欠損金額(1)		(a)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	0	2,000,000	0			2,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
	差引（(d)-(e)）	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分（(c)と(f)のいずれか少ない金額）	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算以外の対象欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
	差引（(j)-(k)）	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(i)-(l)）（マイナスの場合は0）	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分（(h)×(mの計)／(nの計)）	(o)	0	2,666,667	2,333,333			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額（(g)＋(o)）		(p)	0	3,666,667	2,333,333			6,000,000

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	P社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管／業種目／概況書／要否／別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、公益法人等又は人格のない社団等／左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社／同族会社／非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印／確認／庁指定／局指定／指導等／区分	年　月　日
申告区分	法人税：中間／期限後／修正　地方法人税：中間／期限後／修正

令和 X 2 年 4 月 1 日　事業年度分の法人税　申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日　課税事業年度分の地方法人税　申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無　有　無
税理士法第30条の書面提出有　有
税理士法第33条の2の書面提出有　有

この申告書による法人税額の計算

項目		金額(十億　百万　千　円)
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	0
法人税額(52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金　課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額(74)＋(75)＋(76)	6	
留保金　課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計(2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額(9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額(13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

この申告書による地方法人税額の計算

項目		金額
課税標準法人税額の計算　基準法人税額　所得の金額に対する法人税額(2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額(8)	30	
課税標準法人税額(29)＋(30)	31	000
地方法人税額(57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額(58)	34	
所得地方法人税額(32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)＋(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額(35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額(39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

項目		金額
控除税額の計算　所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計(16)＋(17)	18	
控除した金額(12)	19	
控除しきれなかった金額(18)－(19)	20	
この申告による還付金額　所得税額等の還付金額(20)	21	
中間納付額(14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 1,160,000
計(21)＋(22)＋(23)	24	外 1,160,000
この申告が修正申告である場合　この申告前の所得金額又は欠損金額(59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(64)	26	外　00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	
この申告による還付金額　外国税額の還付金額(79)	42	
中間納付額(40)－(39)	43	
計(42)＋(43)	44	外 119,396
この申告が修正申告である場合　この申告前の　所得の金額に対する法人税額(67)	45	
課税留保金額に対する法人税額(68)	46	
課税標準法人税額(69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額(73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日	決算確定の日　令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄

税理士署名

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度 X2・4・1 ～ X3・3・31　法人名 P社

区分		総額 ①	処分 留保 ②	処分 社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当／その他	円
加算　損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算　減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計(1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計(26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計(39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計(43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	0	0	外※	

御注意　「52」の①欄の金額は、②欄の金額に③欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

Ｓ１社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	Ｓ１社
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災害欠損事業年度	自 令和 Ｘ２年 ４月 １日 至 令和 Ｘ３年 ３月 31日	確定申告書 ~~中間~~	還付所得事業年度 自 令和 Ｘ０年 ４月 １日 至 令和 Ｘ１年 ３月 31日
災害のあった日	令和　年　月　日	災害の詳細	

区分			請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額	(1)	500,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)	500,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	2,000,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額((3)－(4))	(5)	2,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	464,０００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)	464,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)		
	差引法人税額((12)－(13))	(14)	464,000	
還付金額((14)×(2)／(5))		(15)	116,000	

請求期限	令和　年　月　日	確定申告書等提出年月日	令和 Ｘ３年 ５月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税理士署名	

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｓ１社
災害のあった法人名	Ｓ２社	災害のあった日	令和 Ｘ２年 11月 １日
災害の詳細	令和Ｘ２年11月１日に発生した火災でＳ２社の商品が焼失		

繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
災害損失欠損金額		(1)	0	0	1,500,000			1,500,000
通算対象外欠損金額	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)－(2))(マイナスの場合は0)	(4)	0	0	1,500,000			1,500,000
	前2年内事業年度の所得合計額 前2年内事業年度の所得金額	(5)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	0	0	0			0
	差引((5)-(6)) (マイナスの場合は0)	(7)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	前2年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
	差引((8)-(9)) (マイナスの場合は0)	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	差引合計額((7)+(10))	(11)	8,000,000	4,000,000	0			12,000,000
	(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額 ((11)－(3)) (マイナスの場合は0)	(12)	8,000,000	4,000,000	0			12,000,000
	他の通算法人の(12)の合計額 ((12の計)-(12))	(13)	4,000,000	8,000,000	12,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4の計)×(12)／((12)＋(13))	(14)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額((3)＋(14))		(15)	1,000,000	500,000	0			1,500,000

還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書

(15)のうち前２年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額		(16)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
事業年度別明細	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	1,000,000	500,000	0			1,500,000
	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	0	0	0			0

災害損失の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
発生災害損失欠損金額(1)		(a)	0	0	1,500,000			1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)		(b)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(d)のいずれか少ない金額)	(e)	0	0	0			0
通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)	0	0	1,500,000			1,500,000
	分子 (15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
	分子 通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	0	0	0			0
	分子 還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)-(h)) (マイナスの場合は0)	(i)	1,000,000	500,000	0			1,500,000
	分母 通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4の計)	(j)						1,500,000
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 ((f)×(iの計)／(jの計))	(k)	0	0	1,500,000			1,500,000
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((e)＋(k))		(l)	0	0	1,500,000			1,500,000

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	 Ｓ１社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 Ｘ２年 ４月 １日 至 令和 Ｘ３年 ３月 31日	還付所得事業年度	自 令和 Ｘ１年 ４月 １日 至 令和 Ｘ２年 ３月 31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	2,500,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	2,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	2,000,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)	2,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	464,０００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)	464,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（（１２）－（１３））	(14)	464,000	
還付金額（（１４）×（２）／（５））		(15)	464,000	

請求期限	令和 Ｘ３年 ５月 31日	確定申告書提出年月日	令和 Ｘ３年 ５月 31日
還付を受けようとする金融機関等	１ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	２ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ ３ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

04.06　　（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｓ１社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
欠損金額		(1)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0			0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)−(3))	(4)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外の欠損金額分	(2)を超える欠損金額((1)−(2))(マイナスの場合は0)	(5)	0	4,000,000	5,000,000			9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	1,500,000			1,500,000
	差引((5)−(6))	(7)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
	前度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0			0
	差引((8)−(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)−(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11の計)−(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7の計)×(11)／((11)+(12))	(13)	6,000,000	1,000,000	0			7,500,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))		(14)	6,000,000	2,500,000	0			8,500,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社			計
発生欠損金額(1)		(a)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	0	2,000,000	0			2,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0			0
	差引((d)−(e))	(f)	0	1,000,000	0			1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0			1,000,000
通算対象外の欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	0	4,000,000	3,500,000			7,500,000
分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0			1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0			0
	差引((j)−(k))	(l)	0	1,000,000	0			1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)−(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0			5,000,000
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(mの計)／(nの計))	(o)	0	2,666,667	2,333,333			5,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)	0	3,666,667	2,333,333			6,000,000

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	※税務署処理欄 青色申告 一連番号
納税地	電話（　　）　－	通算グループ整理番号	整理番号
		通算親法人整理番号	事業年度（至）　年　月　日
(フリガナ)		法人区分　普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等、又は人格のない社団等／左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人	売上金額　兆　十億　百万
法人名	Ｓ１社	事業種目	申告年月日　年　月　日
法人番号		期末現在の資本金の額又は出資金の額　円　非中小法人	通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	年　月　日
(フリガナ)		同非区分　特定同族会社／同族会社／非同族会社	
代表者		旧納税地及び旧法人名等	申告区分
代表者住所		添付書類　貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	法人税　中間／期限後／修正　地方法人税　中間／期限後／修正

令和 Ｘ２ 年 4 月 1 日 ～ 令和 Ｘ３ 年 3 月 31 日　事業年度分の法人税 申告書／課税事業年度分の地方法人税 申告書
（中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日）

適用額明細書提出の有無　有・無　　税理士法第30条の書面提出有　有　　税理士法第33条の2の書面提出有　有

この申告書による法人税額の計算

	区分	番号	金額（十億・百万・千・円）
	所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	1	△5000000
	法人税額 (52)＋(53)＋(54)	2	
	法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）	3	
	税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	5	000
	同上に対する税額 (74)＋(75)＋(76)	6	
留保金	課税留保金額（別表三(一)「4」）	7	000
	同上に対する税額（別表三(一)「8」）	8	
			00
	法人税額計 (2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」）	10	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
	控除税額（((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額）	12	
	差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
	中間申告分の法人税額	14	00
	差引確定法人税額 (13)－(14)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入）	15	00

この申告書による地方法人税額の計算

	区分	番号	金額
課税標準法人税額の計算 基準法人税額	所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
	課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
	課税標準法人税額 (29)＋(30)	31	000
	地方法人税額 (57)	32	
	税額控除超過額相当額の加算額（別表六(二)付表六「14の計」）	33	
	課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
	所得地方法人税額 (32)＋(33)＋(34)	35	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（((別表六(五の二)「8」)－(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額）	36	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
	外国税額の控除額（((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額）	38	
	差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
	中間申告分の地方法人税額	40	00
	差引確定地方法人税額 (39)－(40)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入）	41	00

控除税額の計算・還付金額等

	区分	番号	金額
控除税額の計算	所得税の額（別表六(一)「6の③」）	16	
	外国税額（別表六(二)「24」）	17	
	計 (16)＋(17)	18	
	控除した金額 (12)	19	
	控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (20)	21	
	中間納付額 (14)－(13)	22	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 580,000
	計 (21)＋(22)＋(23)	24	外 580,000
この申告が修正申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外　00
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)）	27	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七(一)「5の合計」）	28	1333333
この申告による還付金額	外国税額の還付金額 (79)	42	
	中間納付額 (40)－(39)	43	
	計 (42)＋(43)	44	外 59,648
この申告が修正申告である場合 この申告前の	所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
	課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
	課税標準法人税額 (69)	47	000
	この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00
	剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額		

残余財産の最後の分配又は引渡しの日　令和　年　月　日　　決算確定の日　令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－

※税務署処理欄

税理士署名

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度　Ｘ２・４・１～Ｘ３・３・31　　法人名　Ｓ１社

御注意　「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

	区分		総額 ①	処分 留保 ②	処分 社外流出 ③	
	当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当	円
					その他	
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4				
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他	
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			その他	
	交際費等の損金不算入額	8			その他	
	通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9			外※	
		10				
	小計	11			外※	
減算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「13」又は「26」）	14			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」）	15			※	
	受贈益の益金不算入額	16			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
	通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20			※	
		21				
	小計	22			外※	
	仮計 (1)＋(11)－(22)	23			外※	
	対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七(二の二)「29」又は「34」）	24			その他	
	超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	25	△		※	△
	仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
	寄附金の損金不算入額（別表十四(二)「24」又は「40」）	27			その他	
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額（別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」）	28			※	
	法人税額から控除される所得税額（別表六(一)「6の③」）	29			その他	
	税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六(二の二)「7」）	30			その他	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」）	31			その他	
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「10」）	32				
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(四)「20」、「21」又は「23」）	33			※	
	合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
	契約者配当の益金算入額（別表九(一)「13」）	35				
	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」）	36	△	△		
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
	差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額（別表七(三)「9」又は「21」）	40	△		※	△
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「5」又は「11」）	41			※	
	当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七(二)付表一「23の計」）	42			※	
	差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」）	44	△		※	△
	総計 (43)＋(44)	45			外※	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	46	△		※	△
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）	47	△	△		
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）	48	△	△		
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）	49	△	△		
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「15」－「11」）	50			※	
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
	所得金額又は欠損金額	52	△　5,000,000	△　5,000,000	外※	

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額((3)－(4))又は(別表七(四)「15」)
		3	4	5
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）	5,000,000	欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち	災害損失金			
当期分 同上のうち	青色欠損金	5,000,000	3,666,667	1,333,333
合計				1,333,333

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・ ・
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。）②	計 ①＋② ③
当期の欠損金額（別表四「52の①」） 6			円
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額 7	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額 8			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額 9			
計 (7)＋(8)＋(9) 10			
保険金又は損害賠償金等の額 11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11) 12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額 13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額 14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額） 15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額） 16			

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表二「5」）	特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・・ ・・	円	円	円		円	円	
・・ ・・				円			円
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の三「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(3)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	5,000,000	1,000,000	1,000,000	0	4,000,000	2,666,667	1,333,333

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合：通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「5」）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	制限対象欠損金額	控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「5」）	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・ ・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・ ・	新たな事業を開始した日	・ ・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「5」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）
	15	16	17	18	19
・・ ・・	内 円	円	円	円	円
・・ ・・ ・・ ・・	内 内				
・・ ・・	内				
・・ ・・	内				

別表七の三　令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S１社

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算

所得事業年度である場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」＋「40の①」)	1	円	欠損事業年度である場合	通算前欠損金額 ((別表四「39の①」＋「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	6	円 5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2			調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)＋(2)	3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4			計 (7)＋(8)	9	
					他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	
	通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3)	5			通算対象所得金額 (10)×(7)/(9)	11	

通算前欠損金額の調整計算の明細

多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)＋(14))のうち少ない金額)	調整通算前欠損金額 (6)－(15)
12	13	14	15	16
	円	円 1,000,000	1,000,000	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細

支配関係発生日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後３年を経過する日と支配関係発生日以後５年を経過する日とのうちいずれか早い日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・　・ ・　・	特定資産譲渡等損失額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細

名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

Ｓ２社

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印

令和　年　月　日
税務署長殿

項目	内容
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	Ｓ２社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中小法人
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄

青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年　月　日
申告区分	法人税：中間 / 期限後 / 修正　地方法人税：中間 / 期限後 / 修正

令和 X 2 年 4 月 1 日　事業年度分の法人税 申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日　課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無　有　無
税理士法第30条の書面提出有　有
税理士法第33条の2の書面提出有　有

区分	番号	金額
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	△5000000
法人税額 (52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)＋(75)＋(76)	6	
留保金 課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)＋(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)－(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

区分	番号	金額
控除税額の計算 所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計 (16)＋(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
計 (21)＋(22)＋(23)	24	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	2666667
この申告による還付金額 外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)－(39)	43	
計 (42)＋(43)	44	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の 所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		令和　年　月　日
決算確定の日		令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄

税理士署名

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度　X2・4・1　X3・3・31　法人名　Ｓ２社

区分		総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当 / その他	円
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計 (1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	△5,000,000	△5,000,000	外※	

御注意
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S２社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額） 4	翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「15」） 5
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分 欠損金額（別表四「52の①」）		5,000,000	欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち 災害損失金				
当期分 同上のうち 青色欠損金		5,000,000	2,333,333	2,666,667
合計				2,666,667

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・　・
災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。） ②	計 ①＋② ③
当期の欠損金額（別表四「52の①」）	6			円 5,000,000
災害により生じた損失の額 資産の減失等により生じた損失の額	7	円 1,500,000	円	1,500,000
災害により生じた損失の額 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
災害により生じた損失の額 被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
災害により生じた損失の額 計 (7)＋(8)＋(9)	10	1,500,000		1,500,000
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)	12	1,500,000		1,500,000
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13	1,500,000		1,500,000
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額）	15			1,500,000
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額）	16			

災害により生じた損失の額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S２社 （　　）

資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額：資産の減失等により生じた損失の額	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	計	保険金又は損害賠償金等の額
商品A	円 1,500,000	円 1,500,000	円	円	円 1,500,000	円 0
災害損失特別勘定						
合計		1,500,000			1,500,000	0

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S2社

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額(前期の(4)＋(7))	特定欠損金翌期繰越額の計算			非特定欠損金翌期繰越額の計算		
		(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額 (前期の(4))	損金算入特定欠損金額 ((2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」)のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「5」)	特定欠損金翌期繰越額 ((2)－(3))又は(別表七(四)「15の内書」)	(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	損金算入非特定欠損金額 ((5)×(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」))又は(別表七(二)付表二「1」＋「6」)	非特定欠損金翌期繰越額 ((5)－(6))又は(別表七(四)「15」－「15の内書」)
	1	2	3	4	5	6	7
・・	円	円	円		円	円	
・・				円			円
・・							
・・							
・・							
・・							
・・							
・・							
・・							
・・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の三「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(3)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	5,000,000	0	0	0	5,000,000	2,333,333	2,666,667

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合			通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合			
	通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額 (前期の別表七(一)「5」)	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額 ((8)－(9))又は(別表七(二)付表四「5」)	控除未済欠損金額 (前期の(4)＋(7))	制限対象欠損金額	控除対象欠損金額 ((11)－(12))又は(別表七(二)付表四「5」)	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内
・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・・	新たな事業を開始した日	・・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ((16)－(17))又は(別表七(二)付表三「5」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 ((15)と(18)のうち少ない金額)
	15	16	17	18	19
・・	内 円	円	円	円	円
・・ ・・	内 内				
・・	内				
・・	内				

【事例３】
令和２年改正法附則第 35 条第２項の規定の適用を受けて「欠損金の繰戻しによる還付請求」を行う場合

【問】

当Ｐグループは、親法人Ｐ社、子法人Ｓ１社、子法人Ｓ２社及び子法人Ｓ３社（いずれも年１回３月決算であり、いずれも中小連結法人又は中小企業者等に該当します。）の計４社で構成され、前期まで連結納税制度の適用を受けており、当期からグループ通算制度に移行しました。

当Ｐグループは、前期まで連続して申告期限内に連結確定申告書を提出しており、また、グループ通算制度に移行した当期についても、期限内に青色申告により確定申告書を提出する予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

Ｐ社、Ｓ１社、Ｓ２社及びＳ３社並びにＰグループ全体の前期の連結所得金額・個別所得金額、法人税額・法人税額に係る個別帰属額及び地方法人税額・地方法人税額に係る個別帰属額並びに当期の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は 23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

			Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社	Ｓ３社	合計（連結）
連結納税制度	前期（Ｘ２年３月期）（還付所得連結事業年度）	連結所得金額 個別所得金額	9,000,000	▲4,000,000	3,000,000	▲2,000,000	6,000,000
		法人税額 法人税の個別帰属額	2,088,000	▲928,000	696,000	▲464,000	1,392,000
		地方法人税額 地方法人税の個別帰属額	215,064	▲95,584	71,688	▲47,792	143,300
グループ通算制度	当期（Ｘ３年３月期）（欠損事業年度）	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0	0	―
		うち 通算対象外欠損金額	0	1,000,000（※）	0	0	―

（※）の金額は法法 64 の６①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

当Ｐグループでは、Ｐ社、Ｓ１社、Ｓ２社及びＳ３社が当期の確定申告を行うに際し、Ｐ社及びＳ１社に当期に生じた欠損金額について、令和２年改正法附則第 35 条第２項に定める経過措置により、当期（グループ通算制度への移行１期目）を欠損事業年度／前期（連結納税制度適用の最終事業年度）を還付所得事業年度として、欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、

⑴　Ｐ社、Ｓ１社、Ｓ２社及びＳ３社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。

⑵　上記⑴の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、Ｐ社、Ｓ１社、Ｓ２社及びＳ３社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

⑴　Ｐ社及びＳ２社がこの還付請求を行うことができます。

⑵　それぞれ、次のとおり記載します。

【事例３の各法人が作成を要する書類例】

《繰戻し還付請求関係》

Ｐ社　：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

Ｓ２社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和２年改正法附則第 35 条第２項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

Ｐ社　：別表１、４、７⑴、７⑵

Ｓ１社：別表１、４、７⑴、７⑵、７の３

Ｓ２社：別表１、４

Ｓ３社：別表１、４

Ｐ社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	 Ｐ社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 Ｘ２年 ４月 １日 至 令和 Ｘ３年 ３月 31日	還付所得事業年度	自 令和 Ｘ１年 ４月 １日 至 令和 Ｘ２年 ３月 31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	6,750,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	4,500,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	4,500,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（（３）－（４））	(5)	4,500,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)	1,044,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（（１２）－（１３））	(14)	1,044,000	
還付金額（（１４）×（２）／（５））		(15)	1,044,000	

請求期限	令和 Ｘ３年 ５月 31日	確定申告書提出年月日	令和 Ｘ３年 ５月 31日
還付を受けようとする金融機関等	１ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号		２ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ ３ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2　法人税法第80条第４項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3　特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第１項の証明に係る同条第２項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

04.06　　（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	Ｘ２．４．１ Ｘ３．３．31	法人名	Ｐ社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社	Ｓ３社		計
欠損金額		(1)	5,000,000	5,000,000	0	0		10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0		0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)−(3))	(4)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
通算対象外欠損金額分	(2)を超える欠損金額((1)−(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0		0
	差引((5)−(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
	前事業年度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0		0
	差引((8)−(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)−(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11の計)−(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000		
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7の計)×(11)／((11)+(12))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	0		9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))		(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0		10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社	Ｓ３社		計
発生欠損金額(1)		(a)	5,000,000	5,000,000	0	0		10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	4,500,000	0	0	0		4,500,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0		0
	差引((d)−(e))	(f)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0		0
通算対象外欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0		0
	差引((j)−(k))	(l)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)−(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(mの計)／(nの計))	(o)	3,333,333	2,666,667	0	0		6,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)	3,333,333	2,666,667	0	0		6,000,000

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

				事業年度	X2．4．1 X3．3．31		法人名	P社	
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)				X1．4．1 X2．3．31					
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算									
法人名				通算親法人 P社	S１社	S２社	S３社		計
所得金額の計算	連結所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)						6,000,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)						
		差引((1)−(2))	(3)						6,000,000
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0		12,000,000
	還付所得事業年度の所得金額とされる金額((3の計)×(4)/(4の計))		(5)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
法人税額の計算	還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)						1,392,000
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)						
		控除税額	(8)						
		使途秘匿金額に対する税額	(9)						
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)						
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)						
		法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)						1,392,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)						
		差引法人税額((12)−(13))	(14)						1,392,000
	差引法人税額のうち負担額に係る個別帰属額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000		1,392,000
		(8)に係る個別帰属額	(16)						0
		(9)に係る個別帰属額	(17)						0
		(10)に係る個別帰属額	(18)						0
		(11)に係る個別帰属額	(19)						0
		(12)に係る個別帰属額((15)+(16)−(17)−(18)−(19))	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000		1,392,000
		(13)に係る個別帰属額	(21)						0
		(14)に係る個別帰属額((20)−(21))(マイナスの場合は0)	(22)	2,088,000	0	696,000	0		2,784,000
	還付所得事業年度の法人税額とされる金額((14の計)×(22)/(22の計))		(23)	1,044,000	0	348,000	0		1,392,000

別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	Ｐ社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年　月　日
申告区分	法人税：中間・期限後・修正　地方法人税：中間・期限後・修正

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合の計算期間 令和　年　月　日 令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無　有・無
税理士法第30条の書面提出有　有
税理士法第33条の2の書面提出有　有

この申告書による法人税額の計算

項目	番号	金額
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	△5000000
法人税額 (52)+(53)+(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)+(75)+(76)	6	
留保金 課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)−(3)+(4)+(6)+(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」−別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)−(10)−(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)−(10)−(11)−(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)−(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

この申告書による地方法人税額の計算

項目	番号	金額
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2)−(3)−(4)+(6)+(9の外書)−別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)+(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)+(33)+(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)−(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)−(36)−(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)−(36)−(37)−(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)−(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

控除税額の計算

項目	番号	金額
所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計 (16)+(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)−(19)	20	

この申告による還付金額

項目	番号	金額
所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)−(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 1,044,000
計 (21)+(22)+(23)	24	外 1,044,000

この申告が修正申告である場合

項目	番号	金額
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00

項目	番号	金額
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	1666667

この申告による還付金額

項目	番号	金額
外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)−(39)	43	
計 (42)+(43)	44	外 107,475

この申告が修正申告である場合 この申告前の

項目	番号	金額
所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00

剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日
決算確定の日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等
口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄

税理士署名

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	X２・４・１ X３・３・31	法人名	Ｐ社

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

御注意
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当 / その他	円
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
加算 損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
加算 損金経理をした納税充当金	4				
加算 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
加算 減価償却の償却超過額	6				
加算 役員給与の損金不算入額	7			その他	
加算 交際費等の損金不算入額	8			その他	
加算 通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
加算	10				
加算 小計	11			外※	
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
減算 納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
減算 受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
減算 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
減算 受贈益の益金不算入額	16			※	
減算 適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
減算 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
減算 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
減算 通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
減算	21				
減算 小計	22			外※	
仮計 (1)+(11)−(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」+別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)+(40)±(41)+(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)+(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」−「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外※	

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	P社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「15」）
		3	4	5
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・ ・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）	5,000,000	欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち	災害損失金			
当期分 同上のうち	青色欠損金	5,000,000	3,333,333	1,666,667
合計				1,666,667

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・ ・
災害を受けた資産の別		棚卸資産	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。）	計 ①＋②
		①	②	③
当期の欠損金額（別表四「52の①」）	6			円
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円	
災害により生じた損失の額 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
災害により生じた損失の額 被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
災害により生じた損失の額 計 (7)＋(8)＋(9)	10			
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額）	15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額）	16			

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	P社

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表二「5」）	特定欠損金翌期繰越額の計算：特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	非特定欠損金翌期繰越額の計算：損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・・ ・・	円	円	円		円	円	
・・ ・・				円			円
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
・・ ・・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の三「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(3)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	5,000,000	0	0	0	5,000,000	3,333,333	1,666,667

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合：通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	通算開始・加入事業年度である場合：制限対象欠損金額	通算開始・加入事業年度である場合：開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「5」）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：制限対象欠損金額	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「5」）	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・ ・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内
・・ ・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・ ・	新たな事業を開始した日	・ ・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「5」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）
	15	16	17	18	19
・・ ・・	内 円	円	円	円	円
・・ ・・ ・・ ・・	内 内				
・・ ・・	内				
・・ ・・	内				

Ｓ１社

別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	S１社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管	業種目	概況書	要否	別表等
通算グループ整理番号				
通算親法人整理番号				
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、又は人格のない社団等	左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人		
事業種目				
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人		
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				
同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社	
旧納税地及び旧法人名等				
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			

※税務署処理欄

青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印	確認／庁指定／局指定／指導等／区分
年月日	
申告区分	法人税：中間／期限後／修正　地方法人税：中間／期限後／修正

令和 X 2 年 4 月 1 日　事業年度分の法人税　申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日　課税事業年度分の地方法人税　申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	
税理士法第33条の2の書面提出有	有	

この申告書による法人税額の計算

項目		金額(十億・百万・千・円)
所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	△5000000
法人税額(52)＋(53)＋(54)	2	
法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額(74)＋(75)＋(76)	6	
留保金 課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計(2)－(3)＋(4)＋(6)＋(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額(((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額(9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額(13)－(14)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00

この申告書による地方法人税額の計算

項目		金額
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額(2)－(3)－(4)＋(6)＋(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額(8)	30	
課税標準法人税額(29)＋(30)	31	000
地方法人税額(57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額(58)	34	
所得地方法人税額(32)＋(33)＋(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額((別表六(五の二)「8」)＋(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額(((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額(35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額(39)－(40)(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

控除税額の計算

項目		金額
所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額(別表六(二)「24」)	17	
計(16)＋(17)	18	
控除した金額(12)	19	
控除しきれなかった金額(18)－(19)	20	

この申告による還付金額

項目		金額
所得税額等の還付金額(20)	21	
中間納付額(14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
計(21)＋(22)＋(23)	24	外

この申告が修正申告である場合

項目		金額
この申告前の所得金額又は欠損金額(59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	28	2333333
外国税額の還付金額(79)	42	
中間納付額(40)－(39)	43	
計(42)＋(43)	44	外
この申告前の 所得の金額に対する法人税額(67)	45	
この申告前の 課税留保金額に対する法人税額(68)	46	
この申告前の 課税標準法人税額(69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額(73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		

残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日	決算確定の日	令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所	預金	郵便局名等
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	
※税務署処理欄				

税理士署名	

所得の金額の計算に関する明細書

別表四 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度	X２・４・１ X３・３・31	法人名	S１社

御注意 「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ①	処分 留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当	円
				その他	
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計(1)＋(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額(別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計(26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額(別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計(39)＋(40)±(41)＋(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」＋別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計(43)＋(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額(別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額(別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外※	

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S1社

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	損金算入限度額 (1) × 50又は100 / 100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「15」）
		3	4	5
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・・・・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）	5,000,000	欠損金の繰戻し額	
当期分 同上のうち	災害損失金			
当期分 同上のうち	青色欠損金	5,000,000	2,666,667	2,333,333
合計				2,333,333

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・・
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む。）②	計 ①＋② ③
当期の欠損金額（別表四「52の①」） 6			円
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額 7	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額 8			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額 9			
計 (7)＋(8)＋(9) 10			
保険金又は損害賠償金等の額 11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11) 12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額 13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額 14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額） 15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額） 16			

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S1社

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表二「5」）	特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算：(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・・・・	円	円	円		円	円	
・・・・				円			円
・・・・							
・・・・							
・・・・							
・・・・							
・・・・							
・・・・							
・・・・							
・・・・							
当期分	別表四「52の①」 5,000,000	別表七の三「15」 1,000,000	通算対象外欠損金額による繰戻し額 0	(2)－(3) 1,000,000	(1)－(2) 4,000,000	(3)以外の欠損金による繰戻し額 2,666,667	(5)－(6) 1,333,333

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合：通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額（(8)－(9)）又は（別表七(二)付表四「5」）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合：控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	制限対象欠損金額	控除対象欠損金額（(11)－(12)）又は（別表七(二)付表四「5」）	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)
	8	9	10	11	12	13	14
・・・・	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円	内 円
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内
・・・・	内	内	内	内	内	内	内

支配関係発生日	・・	新たな事業を開始した日	・・

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額（(16)－(17)）又は（別表七(二)付表三「5」）	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(18)のうち少ない金額）
	15	16	17	18	19
・・・・	内 円	円	円	円	円
・・・・	内 内				
・・・・	内				
・・・・	内				

別表七の三　令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	X２・４・１ X３・３・31	法人名	S１社

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算

所得事業年度である場合	通算前所得金額 (別表四「39の①」＋「40の①」)	1	円	欠損事業年度である場合	通算前欠損金額 ((別表四「39の①」＋「40の①」)が０を下回る場合のその下回る額)	6	円 5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2			調整通算前欠損金額 (6)又は(16)	7	
	計 (1)＋(2)	3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)	8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4			計 (7)＋(8)	9	
					他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	
	通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3)	5			通算対象所得金額 (10)×(7)/(9)	11	

通算前欠損金額の調整計算の明細

多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6)	制限対象額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13)＋(14))のうち少ない金額)	調整通算前欠損金額 (6)－(15)
12	13	14	15	16
	円	円 1,000,000	1,000,000	円

適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細

支配関係発生日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による損失の額	17	円
通算承認の効力が生じた日以後３年を経過する日と支配関係発生日以後５年を経過する日とのうちいずれか早い日	・　・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡等による利益の額	18	
当期中の適用期間	・　・ ・　・	特定資産譲渡等損失額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)	19	

支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細

名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

Ｓ２社

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
申告書グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 法人名等	S２社
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 令和 X２年 4月 1日 至 令和 X３年 3月 31日	還付所得事業年度	自 令和 X１年 4月 1日 至 令和 X２年 3月 31日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	(1)	2,250,000 円	円
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	1,500,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	(3)	1,500,000	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
	差引所得金額（(3)－(4)）	(5)	1,500,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)	００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)		
	控除税額	(8)		
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	００	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)		
	税額控除超過額相当額等の加算額	(11)		
	法人税額((6)＋(7)＋(8)－(9)－(10)－(11))	(12)	348,000	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
	差引法人税額（(12)－(13)）	(14)	348,000	
還付金額（(14)×(2)／(5)）		(15)	348,000	

請求期限	令和 X３年 5月 31日	確定申告書提出年月日	令和 X３年 5月 31日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 漁協・農協　本所・支所 預金　口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　－ 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類
3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

（規格A４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

04.06

（令和４年４月１日以後開始事業年度分）

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度	X２．４．１ X３．３．31	法人名	S２社

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算

法人名			通算親法人 P社	S１社	S２社	S３社		計
欠損金額		(1)	5,000,000	5,000,000	0	0		10,000,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0		0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)－(3))	(4)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
通算対象外欠損金額分	(2)を超える欠損金額((1)－(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0		0
	差引((5)－(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
	前度の1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0		0
	差引((8)-(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)－(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11の計)-(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000		
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7の計)×(11)／((11)＋(12))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	0		9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)＋(13))		(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0		10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名			通算親法人 P社	S１社	S２社	S３社		計
発生欠損金額(1)		(a)	5,000,000	5,000,000	0	0		10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	4,500,000	0	0	0		4,500,000
通算対象外欠損金額分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0		0
	差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0		0
通算対象外欠損金額分	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	0		9,000,000
	分子 (14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	分子 通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	分子 (j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0		0
	分子 差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	0		1,000,000
	分子 還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
	分母 通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)						9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(mの計)／(nの計))	(o)	3,333,333	2,666,667	0	0		6,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)＋(o))		(p)	3,333,333	2,666,667	0	0		6,000,000

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

				事業年度	X2．4．1 X3．3．31		法人名	S２社	
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)				X1．4．1 X2．3．31					
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算									
法人名				通算親法人 P社	S１社	S２社	S３社		計
所得金額の計算	連結所得金額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)						6,000,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)						
		差引((1)−(2))	(3)						6,000,000
	個別所得金額	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0		12,000,000
	還付所得事業年度の所得金額とされる金額((3の計)×(4)/(4の計))		(5)	4,500,000	0	1,500,000	0		6,000,000
法人税額の計算	還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	(6)						1,392,000
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)						
		控除税額	(8)						
		使途秘匿金額に対する税額	(9)						
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)						
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)						
		法人税額((6)+(7)+(8)−(9)−(10)−(11))	(12)						1,392,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)						
		差引法人税額((12)−(13))	(14)						1,392,000
	差引法人税額のうち負担額に係る個別帰属額	差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000		1,392,000
		(8)に係る個別帰属額	(16)						0
		(9)に係る個別帰属額	(17)						0
		(10)に係る個別帰属額	(18)						0
		(11)に係る個別帰属額	(19)						0
		(12)に係る個別帰属額((15)+(16)−(17)−(18)−(19))	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000		1,392,000
		(13)に係る個別帰属額	(21)						0
		(14)に係る個別帰属額((20)−(21)) (マイナスの場合は0)	(22)	2,088,000	0	696,000	0		2,784,000
	還付所得事業年度の法人税額とされる金額((14の計)×(22)/(22の計))		(23)	1,044,000	0	348,000	0		1,392,000

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

税務署受付印	令和　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	Ｓ２社
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等、人格のない社団等又は人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄	
青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
通信日付印 / 確認 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	年月日
申告区分	法人税：中間 / 期限後 / 修正　地方法人税：中間 / 期限後 / 修正

令和 X 2 年 4 月 1 日　事業年度分の法人税　申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日　課税事業年度分の地方法人税　申告書
(中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日)

適用額明細書提出の有無　有　無
税理士法第30条の書面提出有　有
税理士法第33条の2の書面提出有　有

区分		金額 (十億 百万 千 円)
この申告書による法人税額の計算		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	0
法人税額 (52)+(53)+(54)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	5	000
同上に対する税額 (74)+(75)+(76)	6	
留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7	000
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8	
		00
法人税額計 (2)－(3)+(4)+(6)+(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」－別表十七(三の六)「3」)	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額 (((9)－(10)－(11))と(18)のうち少ない金額)	12	
差引所得に対する法人税額 (9)－(10)－(11)－(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入)	15	00
この申告書による地方法人税額の計算		
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2)－(3)－(4)+(6)+(9の外書)－別表六(二)付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)+(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)+(33)+(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ((別表六(五の二)「8」)－(別表十七(三の六)「4」))と(35)のうち少ない金額)	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額 (((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)	38	
差引地方法人税額 (35)－(36)－(37)－(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)－(40) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	41	00

区分		金額 (十億 百万 千 円)
控除税額の計算		
所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	16	
外国税額 (別表六(二)「24」)	17	
計 (16)+(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)－(19)	20	
この申告による還付金額		
所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)－(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 ３４８，０００
計 (21)+(22)+(23)	24	外 ３４８，０００
この申告が修正申告である場合		
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」))	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5の合計」)	28	
この申告による還付金額		
外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)－(39)	43	
計 (42)+(43)	44	外 ３５，８２５
この申告が修正申告である場合		
この申告前の 所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
この申告前の 課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
この申告前の 課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和　年　月　日	決算確定の日　令和　年　月　日
還付を受けようとする金融機関等	銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金	郵便局名等
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－
※税務署処理欄		

税理士署名

別表四　所得の金額の計算に関する明細書　令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度　Ｘ２・４・１　Ｘ３・３・31　法人名　Ｓ２社

御注意
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		総額 ①	処分 留保 ②	処分 社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配当 / その他	円
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7			その他	
交際費等の損金不算入額	8			その他	
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9			外※	
	10				
小計	11			外※	
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15			※	
受贈益の益金不算入額	16			※	
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20			※	
	21				
小計	22			外※	
仮計 (1)+(11)－(22)	23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24			その他	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)	26			外※	
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※	
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)	29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二の二)「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五の二)「5の②」+別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※	
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)	39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三「5」又は「11」)	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	42			※	
差引計 (39)+(40)±(41)+(42)	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)	44	△		※	△
総計 (43)+(44)	45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「15」－「11」)	50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52	0	0	外※	

Ｓ３社

別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分

令和　年　月　日　税務署長殿

納税地	電話（　　）　－
（フリガナ）	
法人名	Ｓ３社
法人番号	
（フリガナ）	
代表者	
代表者住所	

通算グループ整理番号	
通算親法人整理番号	
法人区分	普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等、人格のない社団等 / 左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同非区分	特定同族会社　同族会社　非同族会社
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄：青色申告　一連番号　整理番号　事業年度（至）　売上金額　申告年月日　通信日付印　確認　庁指定　局指定　指導等　区分　申告区分（法人税：中間・期限後・修正　地方法人税：中間・期限後・修正）

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
（中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　令和　年　月　日）

適用額明細書提出の有無　有　無
税理士法第30条の書面提出有　有
税理士法第33条の2の書面提出有　有

この申告書による法人税額の計算	番号	金額（円）
所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	1	0
法人税額 (52)+(53)+(54)	2	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「5」）	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」＋別表三（二の二）「25」＋別表三（三）「20」）	5	000
同上に対する税額 (74)+(75)+(76)	6	
留保金 課税留保金額（別表三（一）「4」）	7	000
同上に対する税額（別表三（一）「8」）	8	
		00
法人税額計 (2)−(3)+(4)+(6)+(8)	9	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六（五の二）「7」－別表十七（三の六）「3」）	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額（((9)−(10)−(11))と(18)のうち少ない金額）	12	
差引所得に対する法人税額 (9)−(10)−(11)−(12)	13	00
中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)−(14)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入）	15	00

控除税額の計算	番号	金額（円）
所得税の額（別表六（一）「6の③」）	16	
外国税額（別表六（二）「24」）	17	
計 (16)+(17)	18	
控除した金額 (12)	19	
控除しきれなかった金額 (18)−(19)	20	

この申告による還付金額	番号	金額（円）
所得税額等の還付金額 (20)	21	
中間納付額 (14)−(13)	22	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
計 (21)+(22)+(23)	24	外

この申告が修正申告である場合	番号	金額（円）
この申告前の所得金額又は欠損金額 (59)	25	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64)	26	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」＋（別表七（三）「9」若しくは「21」又は別表七（四）「10」））	27	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七（一）「5の合計」）	28	

この申告書による地方法人税額の計算	番号	金額（円）
課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額 (2)−(3)−(1)+(6)+(9の外書)－別表六（二）付表六「7の計」	29	
課税留保金額に対する法人税額 (8)	30	
課税標準法人税額 (29)+(30)	31	000
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額の加算額（別表六（二）付表六「14の計」）	33	
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	34	
所得地方法人税額 (32)+(33)+(34)	35	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（（別表六（五の二）「8」）＋（別表十七（三の六）「4」））と(35)のうち少ない金額）	36	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37	
外国税額の控除額（((35)−(36)−(37))と(77)のうち少ない金額）	38	
差引地方法人税額 (35)−(36)−(37)−(38)	39	00
中間申告分の地方法人税額	40	00
差引確定地方法人税額 (39)−(40)（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入）	41	00

この申告による還付金額	番号	金額（円）
外国税額の還付金額 (79)	42	
中間納付額 (40)−(39)	43	
計 (42)+(43)	44	外

この申告が修正申告である場合	番号	金額（円）
この申告前の 所得の金額に対する法人税額 (67)	45	
課税留保金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準法人税額 (69)	47	000
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	48	00

剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額

残余財産の最後の分配又は引渡しの日　令和　年　月　日　　決算確定の日　令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等：銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店・出張所・本所・支所　預金　郵便局名等　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－　※税務署処理欄

税理士署名

別表一　令四・四・一以後終了事業年度等分

所得の金額の計算に関する明細書

別表四　令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度　X２・４・１～X３・３・31　法人名　Ｓ３社

御注意：「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分		番号	総額 ①	留保 ②	社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配当 / その他	円
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4				
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他	
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7			その他	
	交際費等の損金不算入額	8			その他	
	通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9			外※	
		10				
	小計	11			外※	
減算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「13」又は「26」）	14			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	15			※	
	受贈益の益金不算入額	16			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
	通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20			※	
		21				
	小計	22			外※	
仮計 (1)+(11)−(22)		23			外※	
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「29」又は「34」）		24			その他	
超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「10」）		25	△		※	△
仮計 ((23)から(25)までの計)		26			外※	
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「24」又は「40」）		27			その他	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額（別表十（一）「15」若しくは別表十（二）「10」又は別表十（一）「16」若しくは別表十（二）「11」）		28			※	
法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「6の③」）		29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六（二の二）「7」）		30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六（五の二）「5の②」＋別表十七（三の六）「1」）		31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「10」）		32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十（四）「20」、「21」又は「23」）		33			※	
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)		34			外※	
契約者配当の益金算入額（別表九（一）「13」）		35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十（八）「13」、別表十（九）「11」又は別表十（十）「16」若しくは「33」）		36	△	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額		37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		38			※	
差引計 ((34)から(38)までの計)		39			外※	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額（別表七（三）「9」又は「21」）		40	△		※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「5」又は「11」）		41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七（二）付表一「23の計」）		42			※	
差引計 (39)+(40)±(41)+(42)		43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」＋別表七（四）「10」）		44	△		※	△
総計 (43)+(44)		45			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「43」）		46	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十四）「10」）		47	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十四）「43の計」）		48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十二（十五）「12」）		49	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十（六）「15」－「11」）		50			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額		51	△	△		
所得金額又は欠損金額		52	0	0	外※	